

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

目次

1 補助の要件等について

Q1. 補助金の対象者について教えてください。

Q2. 補助金の対象となる空き家について教えてください。

Q3. 店舗兼住宅の場合も対象となりますか？

Q4. 法人所有の建物は対象となりますか？

Q5. 所有者以外も申請可能ですか？

Q6. 共有名義の建物は申請可能ですか？

Q7. 抵当権が設定された建物は申請可能ですか？

Q8. 現在市外に居住している場合でも申請可能ですか？

Q9. 過去に工事を行ったものは補助金の対象となりますか？

2 必要書類について

Q10. 申請に必要な書類を教えてください。

Q11. 申請時に同意書の提出が必要な場合とはどのような場合ですか？

Q12. 解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写しとは具体的にどのような書類ですか？

Q13. 申請に必要な書類の「住宅不良度の評点が100点以上であることが確認できる書類」とは具体的にどのような書類ですか？

3 補助金額と対象工事の内容について

Q14. 補助金額を教えてください。

Q15. 解体撤去費用については、どのような工事が補助金の対象となりますか？

Q16. 併用住宅であった建物を解体撤去する場合の補助金の取扱いはどうなりますか？

Q17. 工事の施工業者の制限はありますか？

4 その他

Q17. 補助金申請から交付までの流れを教えてください。

【令和8年度】宮古市空き家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

1 補助の要件等について

Q1. 補助金の対象者について教えてください。

A1. 補助金の交付が受けられる方は、以下のいずれにも該当する方です。

- ① 市内に空き家を所有している方又はその相続人の方（個人の所有に限られます。）
- ② 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない方

Q2. 補助金の対象となる空き家について教えてください。

A2. 補助金の交付が受けられる空き家は、個人が所有する一戸建ての住宅であり、法定耐用年数を経過した建築物となります。法定耐用年数とは、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数のことを指します。具体例は以下のとおりです。

- 木造住宅の場合：22年
- 鉄骨鉄筋コンクリート造・鉄筋コンクリート造住宅の場合：47年
- れんが造・石造・ブロック造住宅の場合：38年

Q3. 店舗兼住宅の場合も対象となりますか？

A3. 併用住宅も対象となります。ただし、建物の延床面積の1/2以上が居住用であり、建物全体が空き家の状態である場合に限りません。

Q4. 法人所有の建物は対象となりますか？

A4. 個人所有のものに限ります。

Q5. 所有者以外も申請可能ですか？

A5. 相続人の場合は申請可能です。なお、他の相続人がいる場合、他の相続人全員から事業実施の同意が必要となります。

Q6. 共有名義の建物は申請可能ですか？

A6. 共有名義の建物の場合、共有者全員から事業実施の同意があれば申請が可能です。

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

Q7. 抵当権が設定された建物は申請可能ですか？

A7. 抵当権等の権利設定がなされている建物については、権利者全員から事業実施の同意があれば申請が可能です。

Q8. 現在市外に居住している場合でも申請可能ですか？

A8. 以下の要件をいずれも満たす場合は、現在市外に居住している方でも申請可能です。

- ① 市内に空き家を所有している方又はその相続人の方（個人の所有に限られます。）
- ② 納期の到来した市税その他市に対する債務を滞納していない方

Q9. 過去に工事を行ったものは補助金の対象となりますか？

A9. 本補助金は交付決定後に工事を実施するものに限り補助金が交付されるものです。

【令和8年度】宮古市空き家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

2 必要書類について

Q10. 申請に必要な書類を教えてください。

A10. 申請に必要な書類は以下のとおりです。

NO	内 容
(1)	補助金交付申請書
(2)	本人確認書類の写し（免許証やマイナンバーカードなど）
(3)	工事見積書の写し（工事内訳明細が分かるもの）
(4)	解体撤去を行う空き家の位置図
(5)	解体撤去を行う空き家の平面図
(6)	解体撤去を行う空き家の外観写真
(7)	他の相続人、共有者等の同意書（該当する場合のみ※）
(8)	解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写し（登記簿等）
(9)	住宅不良度の評点が100点以上であることが確認できる書類（不良住宅に該当する場合のみ）

Q11. 申請時に同意書の提出が必要な場合とはどのような場合ですか？

A11. 申請時に同意書の提出が必要な場合は、以下の通りです。

- ① 申請者が空き家の相続人であり、他に相続人がいる場合
・・・他の相続人の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。なお、相続放棄している相続人の場合は同意書に代えて「相続放棄受理証明書」の写しを提出してください。相続放棄受理証明書の交付については家庭裁判所へお問い合わせください。
- ② 空き家に抵当権を設定している場合
・・・抵当権設定者及び全ての権利者から事業実施に関する同意書の提出が必要です。
- ③ 空き家が共有である場合
・・・他の共有者の全員から事業実施に関する同意書の提出が必要です。

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

Q12. 解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写しとは具体的にどのような書類ですか？

A12. 解体撤去を行う空き家の用途、構造、建築年次及び権利関係を証明できる書類の写しは、以下のとおりです。

- ① 登記された建物の場合
・・・対象となる空き家の「登記事項証明書」の写し
- ② 未登記の建物の場合
・・・対象となる空き家の「固定資産評価証明書」又は「固定資産税課税明細書」の写し

なお、上記書類の所有者と申請者が異なる場合、上記書類の他に、以下の書類の写しを併せて提出していただく必要があります。

- ① 遺産分割協議済みの場合（所有権移転しているが、公的証明書類で証明できない場合）
・・・「遺産分割協議書」の写し
- ② 上記以外の場合（所有権移転されていない空き家を相続人が申請する場合）
・・・被相続人（所有者）の出生から死亡までの戸籍（除籍・改製原戸籍）謄本と相続人全員の戸籍謄（抄）本

※相続人の転籍等戸籍の経歴等によってはさらに証明書類が必要となる場合もあります。ご不明な点があれば、相続関係が確認できる相続関係説明図などを簡易的に作成するなど整理したうえで担当までご相談ください。

※相続人が複数いる場合は、相続関係を証明できる書類に加えて、相続人全員分の同意書が必要となります。

Q13. 「住宅不良度の評点が100点以上であることが確認できる書類」とは具体的にどのような書類ですか？

A13. 「住宅地区改良法施行規則」に規定する住宅不良度の測定方法に基づいて、評点を測定した評点表（※不良住宅判定調査表）および評点項目が確認できる写真などが必要となります。

不良住宅に該当しないことが明らかな場合や不良住宅区分で申請する必要が無い場合は上記の書類は提出不要となります。

なお、不良住宅簡易チェックシートで、不良住宅に該当する可能性があるか簡易的に確認できます。簡易チェックシートは、提出書類には代えられませんが、申請にあたっての目安としてご活用ください。

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

※不良住宅
判定調査表
(木造住宅)

建物所在地		申請者氏名		建物種類/構造/面積					
調査日		解体施工業者名							
評定区分	評定項目	評定内容	チェック	評点	最高評点				
1	構造一般の程度	(1)基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	<input type="checkbox"/>	10	50			
			ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	<input type="checkbox"/>	20				
		(2)柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が7.5センチメートル未満のもの	<input type="checkbox"/>	20				
		(3)外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	<input type="checkbox"/>	25				
		(4)床	主要な居室の床の高さが45センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	<input type="checkbox"/>	10				
		(5)天井	主要な居室の天井の高さが2.1メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	<input type="checkbox"/>	10				
	(6)開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	<input type="checkbox"/>	10					
2	構造の腐朽又は破損の程度	(1)床	イ 根太落ちがあるもの	<input type="checkbox"/>	10	100			
			ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	<input type="checkbox"/>	15				
		(2)基礎、土台、柱又ははり	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損しているもの等小修理を要するもの	<input type="checkbox"/>	25				
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はり腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	<input type="checkbox"/>	50				
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	<input type="checkbox"/>	100				
		(3)外壁又は界壁	イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	<input type="checkbox"/>	15				
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	<input type="checkbox"/>	25				
		(4)屋根	イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	<input type="checkbox"/>	15				
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下ったもの	<input type="checkbox"/>	25				
			ハ 屋根が著しく変形したもの	<input type="checkbox"/>	50				
		3	防火上又は避難上の構造の程度	(1)外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの		<input type="checkbox"/>	10	50
					ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が3以上あるもの		<input type="checkbox"/>	20	
(2)防火壁、界壁	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔壁等が不備であるため防火上支障があるもの			<input type="checkbox"/>	10				
	ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界壁小屋裏隔壁等が著しく不備であるため防火上危険があるもの			<input type="checkbox"/>	20				
(3)屋根	屋根が可燃性材料でふかれているもの			<input type="checkbox"/>	10				
(4)廊下、階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施設が不備であるため避難上支障があるもの			<input type="checkbox"/>	10				
	ロ 廊下、階段等の避難に必要な施設が著しく不備であるため避難上危険があるもの	<input type="checkbox"/>	20						
4	電気設備	(1)主要な居室の電燈	主要な居室に電灯がないもの	<input type="checkbox"/>	20	30			
		(2)共用部分の電燈	共同住宅の共用部分に電灯がないもの	<input type="checkbox"/>	10				
5	給水設備	(1)水栓の位置	水栓又は井戸が戸内でないもの	<input type="checkbox"/>	10	30			
			イ 井戸水を直接利用するもの	<input type="checkbox"/>	15				
		(2)給水源	ロ 雨水等を直接利用するもの	<input type="checkbox"/>	30				
			(3)水栓の使用方法	イ 水栓を共用するもの	<input type="checkbox"/>		10		
		ロ 水栓を10戸以上で共用するもの	<input type="checkbox"/>	20					
6	排水設備	(1)汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みますであるもの	<input type="checkbox"/>	10	30			
			ロ 汚水の排水設備がないもの	<input type="checkbox"/>	20				
		(2)雨水	雨樋がないもの	<input type="checkbox"/>	10				
7	台所	(1)台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	<input type="checkbox"/>	30	30			
			イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	<input type="checkbox"/>	10				
		(2)台所の設備	ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	<input type="checkbox"/>	20				
			(3)台所の使用方法	イ 台所を共用するもの	<input type="checkbox"/>		10		
		ロ 台所を10戸以上で共用するもの	<input type="checkbox"/>	20					
8	便所	(1)便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	<input type="checkbox"/>	30	30			
			(2)便所の位置	便所が戸内でないもの	<input type="checkbox"/>		10		
		(3)便所の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	<input type="checkbox"/>	5				
			ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	<input type="checkbox"/>	10				
(4)便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	<input type="checkbox"/>	10						
		ロ 便所を10戸以上で共用するもの	<input type="checkbox"/>	20					

※一の評定項目につき該当評定内容が2又は3ある場合においては、当該評定項目についての評点は、該当評定内容に応ずる各評点のうち最も高い評点とする。

※評定区分ごとの合計が当該評定区分ごとの最高評点をこえるときは、その最高評点とする。

【令和8年度】宮古市空き家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

3 補助金額と対象工事の内容について

Q14. 補助金額を教えてください。

A14. 補助金の額は、解体撤去工事費の1/3（千円未満の端数切捨て）が対象となります。補助上限額は住宅不良度^{※1}に応じて以下のとおりとします。

区分	上限額	要件
不良住宅	70万円	住宅不良度 ^{※1} の評点が100点以上の場合
不良住宅非該当	30万円	住宅不良度 ^{※1} の評点が100点に満たない場合

※1 住宅不良度

…「住宅地区改良法施行規則」に規定する住宅不良度の測定方法に準じ市が判定します。

Q15. 解体撤去費用については、どのような工事が補助金の対象となりますか？

A15. 補助の対象となる工事は以下のとおりです。

工事種別	対象となる工事の具体例
解体撤去工事	解体及び撤去、解体に係る仮設工事等
収集運搬費及び処分費	解体撤去工事により生じた廃材等の収集運搬及び処分
その他付随する経費	周囲への安全を確保する上で、解体撤去工事及び廃材等の処分に付随して行うことが適当であると認められる工事等

なお、以下の①～④の工事については補助対象外となります。

- ① 空き家の一部を解体する工事（基礎やその他の地上構造物以外のものを残置する場合は除く）
- ② 舗装工事（解体及び撤去後の整地は除く。）
- ③ 動産の撤去、収集運搬及び処分に係る経費（取り外しが困難な大型機材、電気配線等の撤去、収集運搬及び処分に係る経費は除く。）
- ④ 住宅又は併用住宅に附属する工作物の解体撤去に係る経費が、住宅又は併用住宅の解体撤去に係る経費を上回る工事

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

Q16. 併用住宅であった建物を解体撤去する場合の補助金の取扱いはどうなりますか？

A16. 空き家が併用住宅の場合は、居住の用に供する部分に係る経費が補助の対象となります。

Q17. 工事の施工業者の制限はありますか？

A17. 原則、宮古市内に本店もしくは主たる事務所がある法人又は個人が工事施工業者の対象となります。ただし、工事内容等の都合によりこれによりがたい場合は担当までご相談ください。

【令和8年度】宮古市空家等利活用補助金（解体撤去）に関するQ&A

4 その他

Q18. 補助金申請から交付までの流れを教えてください。

A18. 補助金の申請から交付までの流れは、以下のとおりです。

